

新型コロナウイルス 関連無料電話相談

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因するさまざまな悩みごとについて、無料困りごと相談・法律相談会において、弁護士が電話で相談に応じます。

●日時 月・木曜日 15時～17時

※1回の相談時間は30分です。
※確認事項がありますので、事前に連絡ください。

東日本大震災 無料困りごと相談・ 法律相談会

震災により法律問題や税金問題でお悩みの方、そのほか生活全般の困りごとがある方を対象に無料法律相談を行います。どんな相談でも構いませんので、気軽に相談ください。

●日時 平日 13時～17時

※曜日によって相談員・相談時間が変わりますので、左記の相談員の項目で確認ください。

●相談員 福島県弁護士会、相馬市四団体協議会（司法書士会・税理士会・行政書士会）

土地家屋調査士会、福島県社会保険労務士会

▽弁護士会【電話相談のみ】

主な相談内容Ⅱ原発事故による損害賠償、多重債務など
月・木曜日 15時～17時

※確認事項がありますので、事前に連絡ください。

▽司法書士会

主な相談内容Ⅱ相続手続き、売買、贈与、登記、会社など
火・水・金曜日 13時～16時

▽税理士会

主な相談内容Ⅱ所得税、相続税、贈与税、法人税
金曜日 15時～17時

▽行政書士会

主な相談内容Ⅱ農地転用許可申請、その他官公庁許可申請

請

月曜日 13時～15時

▽土地家屋調査士会

主な相談内容Ⅱ分筆、測量、土地建物の調査

水曜日 15時～17時

▽社会保険労務士会

主な相談内容Ⅱ雇用保険、労災保険、健康保険など
木曜日 13時～15時

行政相談

●日時 11月10日（火） 10時～12時

多重債務相談【電話相談のみ】

●日時 毎日（土・日曜日、祝日を除く） 8時30分～17時
必要に応じて弁護士相談を受けることができます。

無料法律相談

日常生活の悩みなどに関し、無料で相談を行います。
希望する方は生活環境課へ予約ください。

●日時

① 11月4日（水）

② 11月19日（木）

13時～16時30分

市民相談

●日時 毎日（土・日曜日、祝日を除く） 8時30分～17時

交通事故相談

●日時

① 11月12日（木）

② 11月26日（木）

9時～17時

消費生活相談

訪問販売・商品トラブルなどに
ついて。

●日時 毎日（土・日曜日、祝日を除く） 8時30分～17時



@soma_city

相馬市公式ツイッターです。
随時、市からのお知らせをお伝えしています。

生活困りごと相談

経済的な困りごとなど、気軽に相談ください。

月・金曜日（土・日曜日、祝日を除く）、8時30分～17時、生活サポート相談センター（総合福祉センター）（はまなす館内） ☎362015

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、相談会の中止や電話相談などに変更する場合があります。
●ここまでの相談場所・問い合わせ先 生活環境課（☎372144）

11月は労働保険適用促進強化期間

一人でも労働者を雇っている事業主は、正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

詳細は、福島労働局総務部労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所まで相談ください。

●問い合わせ先 福島労働局総務部労働保険徴収室（☎024-536-4607）

休日の当番医

11月1日(日)	菅野医院	新地町谷地小屋	63-2388
11月3日(火)	阿部クリニック	中村一丁目	35-2553
11月8日(日)	渡辺病院	新地町駒ヶ嶺	63-2100
11月15日(日)	菜のはなこどもクリニック	中村字川沼	36-8739
11月22日(日)	大石医院	中村字大町	35-3451
11月23日(月)	相馬中央病院	沖ノ内三丁目	36-6611
11月29日(日)	浜通りふれあい診療所	沖ノ内一丁目	26-7100

※診療時間は 9:00 ~ 16:00

※救急医療病院は公立相馬総合病院 (☎ 36-5101)
相馬中央病院 (☎ 36-6611)

11月の行事予定

(10月16日現在)

月日	行事名	場所
11月12日(木)	福島県民共済移動相談会	市民会館
11月13日(金)	進路相談会 (東北電子専門学校、東北保健医療専門学校、東日本航空専門学校)	市民会館
11月14日(土)	税務相談会 ※15時30分受付終了。	市民会館

休日の当番歯科医

11月1日(日)	竹林歯科医院	南相馬市原町区	24-6060
11月3日(火)	山本歯科医院	中野字寺前	35-2853
11月8日(日)	松永歯科医院	南相馬市原町区	23-2669
11月15日(日)	八巻歯科医院	中村一丁目	35-3061
11月22日(日)	羽生歯科医院	南相馬市原町区	23-3214
11月23日(月)	相馬中央病院(歯科)	沖ノ内三丁目	36-6611
11月29日(日)	松本歯科医院	南相馬市原町区	24-1687

※診療時間は 9:00 ~ 16:00

献血に協力を

月日	時間	場所
11月6日(金)	15:30 ~ 16:30	相馬地方広域水道企業団

※採血は医師の診断の上、行います。

※新型コロナウイルス感染症対策を実施の上、行います。

保証人の立場で大切なのは貸金の返済があるかどうかですが、返済のない場合に備えることも重要です。銀行をはじめとする金融機関(貸主)は、確実に貸金を回収するために借り主に担保の提供を求めます。抵当権(369条以下)を設定するための不動産だったり、質権(342条以下)を設定するための火災保険の証書だったり。車の購入の際、ローン完済まで名義変更をしてもらえないのも所有権留保と呼ばれる債権担保のための法技術で

す。ただ、一番身近な担保はやはり保証人(446条以下)でしょう。保証契約は、借り主が返済しない場合に、保証人が貸主に対して借り主の代わりに責任を負うという契約です。しばしば行われる借り主から保証人への「お願い」(そこに何らかの約束や条件があることがありますが)は、保証委託契約と呼ばれる別の種類の契約です。その際の約束・条件が重要であることも多いですが、貸主にそれを主張するためには保証契約書で明示することが不可欠ですので要注意です。

ところで保証契約は、法人の代表者個人が法人の借り入れの保証人になるような場合には、リスク分担の観点から情報提供の観点からも、さほど問題ないのですが、世の中には義理と人情で保証人となる事案も多く、保証人が単に過大なりリスクを負うだけの事案も散見されます。それにもかかわらず、保証契約が、貸主・借り主のリスクを保証人に転嫁する仕組みであるため、貸主も借り主も保証人への説明や情報提供がおろそかになりがちで、公平性の観点から問題がありました。

そこで、保証人が過度のリスクを負わないようにするため、民法は少しずつ改正され続けています。通常は「口約束でも契約」ですが、保証契約については書面が必要とされ(446条)、さらに、事業用の借り入れの保証をする際は原則として公正証書の作成が必要になりました(465条の6)。

また、一定の場合、保証人は、貸主に、借り主の支払い状況を確認できる(458条の2)など、保証人への情報提供の規定も新設されました。

公平な社会を目指し、法律の世界も一歩一歩進んでいるわけですが、実は、金融実務の世界は更に進んでいて、むやみに保証人をとる時代は終わりつつあるようです。

「その保証人必要ですか？」

保証人の要否(民法改正2)

エッセー

法律あれこれ



企画政策部 参事
弁護士 小津充人

大阪府出身。平成17年弁護士登録。大阪の法律事務所での4年勤務後、日本弁護士連合会などの支援で設置された公設事務所(秋田県大館市)に所長として赴任(6年間)。平成28年4月より現職(福島県弁護士会会員)。

中には義理と人情で保証人となる事案も多く、保証人が単に過大なりリスクを負うだけの事案も散見されます。それにもかかわらず、保証契約が、貸主・借り主のリスクを保証人に転嫁する仕組みであるため、貸主も借り主も保証人への説明や情報提供がおろそかになりがちで、公平性の観点から問題がありました。

そこで、保証人が過度のリスクを負わないようにするため、民法は少しずつ改正され続けています。通常は「口約束でも契約」ですが、保証契約については書面が必要とされ(446条)、さらに、事業用の借り入れの保証をする際は原則として公正証書の作成が必要になりました(465条の6)。

また、一定の場合、保証人は、貸主に、借り主の支払い状況を確認できる(458条の2)など、保証人への情報提供の規定も新設されました。

公平な社会を目指し、法律の世界も一歩一歩進んでいるわけですが、実は、金融実務の世界は更に進んでいて、むやみに保証人をとる時代は終わりつつあるようです。

「その保証人必要ですか？」

189 (いちばやく) 知らせて守る子どもの未来 11月は児童虐待防止推進月間です

●救える子どもがいます

あなたの周りに気になる子どもはいませんか？もしかしたらと感じたら、すぐに児童相談所や愛育園内家庭児童相談室に連絡ください。

あなたの一報で救える子どもがいます。

●最初の気付きが重要

親子の態度や行動を見て、「親子関係が何か変だな」と思っても、それが虐待によることを証拠立てることはなかなか困難です。親に話しかけても「他人は余計な口出しをしないで」などと否定される

ことがあります。

児童虐待は、周辺が気付き必要な援助、支援などの手を差し伸べることが必要です。※しつても体罰として法律で禁止されています。

●児童虐待とは…？

▽身体的虐待Ⅱ殴る、蹴る、叩く、投げ落とす など
▽性的虐待Ⅱ子どもへの性的行為、性的行為を見せる など
▽ネグレクトⅡ家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする など
▽心理的虐待Ⅱ言葉による脅し、無視、子どもの目の前で

令和3・4年度入札参加資格審査申請受け付け

●申請・問い合わせ先

▽財政課 (☎372124)
▽相馬方部衛生組合事務局 (☎354132)
▽相馬地方広域市町村圏組合事務局 (☎350211)

市は、令和3、4年度の建設工事、委託、物品の入札参加資格審査申請を受け付けます。また、相馬方部衛生組合および相馬地方広域市町村圏組合も、市に準じてそれぞれ申請を受け付けます。

申請方法や必要書類などは、広報そうま10月15日号を確認、または問い合わせください。

●受付期間 11月2日(月)～11月30日(月)

ホームページはこちら



家族に対して暴力をふるう(DV) など

▽体罰Ⅱいたずらをしたので長時間正座させた、宿題をしまったので夕食を与えなかった など

児童虐待は、家庭内におけるしつてとは明らかに異なり、子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えます。

幼少期に虐待を受けて育つと虐待が次の世代に引き継がれるおそれもあり、早期に発見し対応することが大切です。

●児童虐待の結果は

児童虐待は、虐待への対応策や親への支援などがない限り、子どもの生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残すこととなります。

●相談窓口

▽県浜児童相談所南相馬相談室 (☎261135)
▽市家庭児童相談室 (☎372173)
▽子どもSOSフリーダイヤル (☎0120-370-405)

▽児童相談所全国共通ダイヤル (☎189「いちばやく」)
※最寄りの児童相談所につながります。

●問い合わせ先 相馬愛育園 (☎372173)

陸上自衛隊高等工科学校生徒募集

自衛隊福島地方協力本部は、次のとおり生徒を募集します。

●応募資格 令和3年4月1日現在で15歳以上17歳未満の男子

※中卒または中等教育学校前期課程修了者(見込含む)。

●募集人員 約260人

●受付期限 令和3年1月6日(水)

※必着。

●試験日

▽一次試験 令和3年1月23日(土)

▽二次試験 令和3年2月上旬

●場所 ▽一次試験 南相馬市労働福祉会館

▽二次試験 陸上自衛隊郡山駐屯地

【試験内容】

●一次試験 ▽筆記試験択一式・マークシート(国語、社会、数学、理科、英語)

※内容は中学校卒業程度。

▽作文(500字程度)

●二次試験 口述試験および身体検査

●合格発表 ▽一次試験 令和3年1月29日(金)

▽最終合格 令和3年2月18日(木)

●入校時期 令和3年4月上旬

●受験案内 次の申込先で配布しています。

●申込・問い合わせ先 自衛隊福島地方協力本部相双地域事務所(☎・ファクス234712)

〒975-0033 南相馬市原町区高見町1丁目142-2

中止のお知らせ

みんなで子育てワイワイショップ

11月15日(日)に開催を予定していたみんなで子育てワイワイショップは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止します。

●問い合わせ先 相馬愛育園 (☎36-5591)

令和2年度個人事業税(2期)

納税のお知らせ

個人で事業を営む方のうち、個人事業税の課税対象となる方へ、8月に納税通知書を送付していますが、2期分の納付書は、11月10日(火)に送付する予定です。

なお、税務署へ所得税の確定申告書を提出した時期などにより、納期が異なる場合があります。

※個人事業税とは、県内で、個人で事業を営む方に、税務署に提出した所得税の確定申告をもとに課税する税金です。

●納期限 11月30日(月)

●問い合わせ先 相双地方振興局県税部課税課(☎261126)

激励金支給 重度障がい者の介護者へ

10月1日現在で、3カ月以上市内に住所を有し、重度障がい者を日常介護している方に、激励金を支給します。

●対象者 在宅の重度障がい者(内部障がいを除く身体障害者手帳1級または療育手帳A所持者)の介護者

※65歳以上の方または40歳以上で要介護・要支援認定を受けている方を除く。

●支給額 年額2万円
※障がい者1人につき介護者1人。

●申請期限 11月30日(月)

●必要書類

▽重度障害者介護激励金認定申請書

※市役所1階健康福祉課にあり、民生委員の証明が必要。

▽身体障害者手帳または療育手帳

▽障がい者が属する世帯全員の住民票

▽介護者の預金通帳

●留意事項 前年度激励金を受給した方に、現況届を送付しましたので、必要書類と併せて提出ください。

●問い合わせ先 健康福祉課(☎372109)

特定疾患等患者 見舞金の支給

市は、8月1日現在で市内に住所を有する次の対象者の方に見舞金を支給しています。

まだ申請していない方は、早めに申請ください。

●支給対象者 次のいずれかに該当する方

▽指定難病医療費受給者証(県知事発行) 所持者

▽小児慢性特定疾病医療受給者証(県知事発行) 所持者

▽じん臓機能障害による慢性透析療法を受けている方

▽特定疾患医療受給者証(県知事発行) 所持者

▽先天性血液凝固因子障害等医療受給者証(県知事発行) 所持者

▽遷延(せんえん)性意識障害により受療中の方

●見舞金額 2万円

※金融機関の口座へ振り込み。

●申請期限 令和3年3月31日(水)

●持参物 ▽はんこ▽県知事発行の受給者証または認定証

▽申請者名義の通帳
※受給者証の保護者欄に記載されている方以外の保護者が受取人となる場合は、対

象者との関係が分かるもの(住民票など)。

※じん臓機能障害による慢性透析療法を受けている方の場合は、各保険者が発行している特定疾病療養受療証。

●申請・問い合わせ先 健康福祉課(☎372109)

職員募集 電気技術職

相馬方部衛生組合



相馬方部衛生組合は、電気技術職採用候補者試験(二次募集)を行います。

●相馬方部衛生組合とは 相馬市と新地町で構成する団体で、ごみ焼却場や火葬場、公立相馬総合病院などの施設を管理、運営しています。

※職員の身分は、地方公務員です。

●採用予定人員 1人程度(受験区分ごとではありません)

●採用日 令和3年4月1日
●受験資格 昭和60年4月2日以降に生まれ、受験区分ごとに定める要件を満たす方
※詳細は受験案内を確認ください。

●受験区分 ▽大学卒業程度
▽高等専門学校卒業程度▽高校卒業程度

●試験方法 ▽教養試験▽専門試験▽適性検査▽論文試験

▽集団討論試験▽面接試験

●試験日
▽一次 12月12日(土)
▽二次 令和3年1月中旬

●受験手続 受験案内をよく確認の上、受験申込用紙に必要書類を添えて、郵送または持参により提出ください。

※受験案内は、公立相馬総合病院のホームページからダウンロードできるほか、市役所1階組合事務局で交付します。

●受付期限 11月30日(月)

※郵送の場合、必着。

●申込・問い合わせ先 相馬方部衛生組合事務局総務課(☎354124、354132)

ホームページはこちら



特別障害者手当・障害児福祉手当制度

重度の障がいによる介護などの負担を軽減するため支給される制度です。

●特別障害者手当・障害児福祉手当の支給には、支給対象者・扶養義務者の所得制限基準があります。

障がいの程度などの詳細は、問い合わせください。

【特別障害者手当】

特別障害者手当は、重度の障がいにより、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅で20歳以上の方に支給します。

●対象者 重度の障がいが2つ以上ある方またはそれに準ずる程度の障がいがある方

◎重度の障がいの例

- ①両眼の視力の和が0・04以下の方
- ②両耳の聴力レベルの和が100デシベル以上の方
- ③両上肢の機能に著しい障がいがある方、または両上肢のすべての指を欠く方、もしくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がいがある方
- ④両下肢の機能に著しい障がいがある方、または両下肢を

足関節以上で欠く方

⑤自力で座っていることができない程度または立ち上がるできない程度の方

能障がいがある方

⑥身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であって、自立して日常生活を営むことができない程度の方

⑦精神の障がいであって、①～⑤と同程度以上と認められる程度の方

●注意事項 次の場合、手当を受けることができません。

▽施設に入所中の方

▽3カ月以上継続して病院または診療所に入院している方

【障害児福祉手当】

障害児福祉手当は、常時介護を必要とする在宅で20歳未満の方に支給します。

●対象者 重度の障がいが1つ以上ある方

◎重度の障がいの例

- ①両眼の視力の和が0・02以下の方
- ②両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することがで

きない程度の方

③両上肢の機能に著しい障がいがある方

④両上肢の全ての指を欠く方

⑤両下肢の用を全く廃した方

⑥両大腿の2分の1以上を欠く方

⑦自力で座っていることができない程度の体幹機能障がいがある方

⑧身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑦と同程度以上と認められる状態であって、自立して日常生活を営むことができない程度の方

⑨精神の障がいであって、①～⑦と同程度以上と認められる程度の方

⑩身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいがある場合であって、①～⑦と同程度以上と認められる程度の方

●注意事項 次の場合、手当を受けることができません。

▽児童入所施設または社会福祉施設などに入所している方

▽障がいを支給事由とする年金を受給している方

●問い合わせ先 健康福祉課 (☎ 372109)

骨太けんこう体操 体験教室

健康寿命の延伸を目的とした体操を体験してみませんか？

健康ミニ講話や体を動かすレクリエーションも行いますので、動きやすい服装で参加ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクを着用願います。また、感染症の拡大状況によっては、中止になる場合もあります。

●日程 11月16日(月)、12月21日(月)、1月18日(月)

●時間 14時～15時30分

●場所 総合福祉センター(はまなす館)

●問い合わせ先 市社会福祉協議会 (☎ 36-5033)



認知症カフェのお知らせ

認知症に関するお悩みの相談や、情報交換ができる交流カフェを開催しています。

どなたでも、気軽に参加ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクを着用願います。また、感染症の拡大状況によっては、中止になる場合もあります。

【オレンジカフェはまなす館】

●日程

▽11月11日(水)、18日(水)、24日(火)

▽12月9日(水)、16日(水)、22日(火)

▽1月13日(水)、20日(水)、26日(火)

※毎月第3水曜日は、男性も参加しやすい内容となっています。

●時間 14時～15時30分

●場所 総合福祉センター(はまなす館)

●問い合わせ先 市社会福祉協議会 (☎ 36-5033)

11月30日は「年金の日」です!!

毎年11月30日は、「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」などを活用して、老後の生活設計に思いを巡らせていただく「年金の日」です。

この機会に、自身の年金記録や年金受給見込額を確認してみませんか？

●「ねんきんネット」とは
インターネットに接続したパソコンやスマートフォンから、いつでも自身の年金の情報を確認できるサービスです。

●「ねんきんネット」でできること

▽自身の年金記録の確認
▽将来の年金受給見込額の確認

▽電子版「ねんきん定期便」の閲覧

▽日本年金機構から郵送された各種通知書の再発行

◎「ねんきんネット」および「ねんきん定期便」に関する問い合わせ先

▽電話番号 0570-058-555

※050で始まる電話でかける場合 03-6700-1144

▽受付時間

月曜日 8時30分～19時
火～金曜日 8時30分～17時15分

第2土曜日 9時30分～16時
※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日に19時まで相談を受け付けます。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。

●問い合わせ先

▽保険年金課 (☎ 372141)
▽日本年金機構相馬年金事務所 (☎ 365172)

※音声案内が聞こえたら、5番を押してください。

f すくすく soma

▽ facebook アカウント @sukusuku.soma



子育てや教育などの情報を中心に発信中。

ホームページはこちら



参加者募集

ボクシング・エクササイズ教室

市教育委員会は、県相双アマチュアボクシング連盟との共催によりボクシング・エクササイズ教室を開催します。

ボクシング・エクササイズは、ボクシングの動きを取り入れたエクササイズです。楽しく体を動かすことで無理なく体脂肪を燃焼させ、効果的にシェイプアップができます。また、ストレスも発散できる優れたスポーツです。

運動不足解消にもつながり、フィットネス感覚で誰もが楽しむことができるボクシング・エクササイズをぜひ体験ください。

●日時 11月27日～12月25日（毎金曜日の5回） 19時～20時30分

●場所 スポーツアリーナそうま第一体育館

※12月4日（金）のみスポーツアリーナそうま第二体育館で行います。

●講師 県相双アマチュアボクシング連盟指導員

●定員 50人程度

※年齢・性別は不問。

●参加費 3,000円

※中学生以下は無料。

●申込期限 11月24日（火）

●申し込み方法 参加申込書に記入の上、市役所1階生涯学習課またはスポーツアリーナそうまへ申し込みください。参加申込書は、生涯学習課とスポーツアリーナそうまに配布します。

●申込・問い合わせ先 生涯学習課 (☎ 372278)

年末調整等説明会を中止します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、年末調整等説明会を中止します。

※年末調整に関する各種情報は、国税庁ホームページを確認ください。

●問い合わせ先 相馬税務署 法人課税第一部門 (☎ 363942)

ホームページはこちら



車のライトは早めにつけましょう

秋口から冬期にかけては、日没時間が早まるため、交通事故が増加する傾向があります。このため、11月1日～令和3年2月28日は、PM4（ピーエム・フォー）ライトオン運動が行われます。交通事故を防止するために、次のことを心がけましょう。

▽16時を目安に早めにライトを点灯しましょう。▽原則上向きライトと、こまめな上下切替えをしましょう。▽歩行者などは夜光反射材用品や懐中電灯などを活用しましょう。

●問い合わせ先 生活環境課 (☎ 37-2144)



東京都稲城市（友好都市）での宿泊費を助成します

宿泊施設利用助成制度

本市の友好都市である東京都稲城市との交流推進を目的として、市が指定する稲城市内の宿泊施設を利用する方に、宿泊費の一部を助成します。

●対象施設

施設名	住所	電話番号
ステーション ホテルちゃぼ	東京都稲城市 矢野口 266 番地 6	042-379-6677
東横 INN 府中南武線 南多摩駅前	東京都稲城市 大丸 999 番地	042-379-1045

●対象者 次のいずれかに該当する方

- ▽市内に住所を有する方
- ▽市内に事業所を有する方または勤務する方
- ▽市内の小学校、中学校、高

校、看護専門学校に在籍する方

▽市長が特に認めた方（例Ⅱ保護者など）

●助成の内容

▽大人（中学生以上）

1泊につき3,000円

▽小人（小学生以下）

1泊につき1,500円

※宿泊費を限度。

※宿泊費が必要のない未就学児は対象外。

●利用方法

①上記の対象施設に直接宿泊予約をしてください。

②「相馬市宿泊施設利用助成券交付申請書」を千客万来館または市ホームページから入手し、申請ください。

※申請の際は対象者であることが確認できる書類（運転免許証、健康保険証、学生証、在勤証明書など）を持参の上、提示ください。

③審査後、助成券を発行します。

④宿泊当日、対象施設の入室手続き（チェックイン）の際に助成券を提出の上、宿泊費を支払ってください。

●注意事項など

▽助成券は、現地精算の場合のみ利用できます。

※事前にクレジット決済した場合には使えません。

▽今年度の予定金額を超えた場合には申請を締め切ることがあります。

▽新型コロナウイルス感染症の感染状況などを確認の上、活用ください。

●申請・問い合わせ先 千客万来館（☎264848）

ホームページはこちら

【稲城市の紹介】

稲城市は、南多摩地区の東端に位置し、里山や梨園などの懐かしい風景が広がる一方で、多摩ニュータウンの一角の街並みも併存するレトロでモダンな街です。豊かな緑と多摩川などの水に触れあうことができ、都心から電車で30分圏内という利便性も兼ね備えています。

ホームページはこちら



借金の無料相談会

財務省福島財務事務所は、専門相談員が、借金を抱えお悩みの方から家計や借金の状況などを伺い、アドバイスを行うほか、必要に応じて弁護士などの専門家に引継ぎを行う相談会を開催します。相談は無料で秘密は厳守します。

まずは一人で悩まず、安心して相談下さい。

●日時 11月25日（水）13時～16時

●場所 総合福祉センター（はまなす館）2階第1会議室

●申し込み方法 電話で申し込みください。

●申込期限 11月24日（火）

※当日受け付けが可能な場合もありますので、電話で問い合わせください。

●申込・問い合わせ先

財務省福島財務事務所理財課（☎024-533-0064）

※土・日曜日、祝日を除く。

8時30分～16時30分。



薪風呂・薪ストーブなどから出た焼却灰は灰のみで捨ててください

薪風呂・薪ストーブなどから出た焼却灰は、焼却灰のみを「燃やさないごみの袋」に入れて捨てることとなっていますが、焼却灰以外のものが混ざって捨てられている場合があります。焼却灰以外のものが混ざった状態で捨てられると、処理に支障をきたしますので必ず焼却灰は灰のみでごみステーションに出してください。

※ごみ捨てるルールが守られていないごみ袋は収集できません。

●問い合わせ先 生活環境課（☎37-2143）

市少年センター補導員募集

市少年センターは、子どもたちの非行防止や安全確保のため、補導活動を行う補導員を募集しています。

補導員として活動に参加してみませんか。

●任期 委嘱日～令和4年4月30日

●募集人数 若干名

●活動内容 1組4人程度で子どもへの声掛け、市内店舗や公園の巡回補導などを行います。

●応募資格 次の全てに該当する方

▽市内に住所を登録している満20歳以上の方

▽月1回程度の街頭補導ができる方

▽補導員にふさわしくない行為がない方

●応募方法 問い合わせ先まで連絡ください。

●留意事項

▽1回の補導活動につき、謝金1,500円および交通費(片道2キロメートル以上の方)を支払います。

▽団体保険に加入し、活動中のケガなどに対応します。

▽随時募集しています。

●問い合わせ先 生涯学習課 (☎372187)

秋の火災予防運動が始まります

〔2020年度全国統一防火標語〕

その火事を 防ぐあなたに 金メダル

11月9日から15日まで、全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

この時期は、空気が乾燥し火災が発生しやすくなります。屋内外問わず火の使用には十分気を付けましょう。

また、火を使用する際は、火の元から離れず、使用後は火が完全に消えていることを必ず確認しましょう。

皆さんの家庭でも、この機会に「火の用心」の意識を持ち、火災の予防に努めましょう。

●住宅火災 いのちを守る7つのポイント

【3つの習慣】

①寝タバコやタバコの投げ捨てをしない。

②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災報知器を設置する。

②寝具、衣類およびカーテン

からの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

●問い合わせ先 相馬消防署 (☎362181)

洵州(じゅんしゅう) 一門書道展

志賀正(洵州) 書道教室の生徒や書友の書道作品を展示します。

日ごろの成果をぜひご覧ください。

●日時 11月21日(土)～23日(月) 9時～16時30分

※23日のみ9時～15時。

●会場 振興公社振興ビル7階 市民ギャラリー

●入場料 無料

●問い合わせ先 志賀(☎090-6854-5495)

来年3月までに供用開始予定

JR 相馬駅のエレベーター工事中

JR 東日本は、利用者の利便性向上のため、駅構内にエレベーターの設置工事を行っています。

相馬駅の上り側ホームと下り側ホームへ各1基、合計2基の設置工事を行っており、来年3月までの完成を予定しています。

●問い合わせ先 企画政策課 (☎37-2132)



ふくしま駅伝 相馬市チーム出場



福島県民の体力の向上と中・長距離選手の育成・強化を図り、各市町村のふるさとおこしに寄与することを目的に、11月15日に第32回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催されます。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年の全体16区間から全体9区間（郡山市・福島市）に変更となります。

相馬市チームも、ふるさとへの思いと誇りを胸に大会に出場しますので、皆さんの応援をお願いします。

※沿道での応援は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、自粛ください。

●問い合わせ先 生涯学習課（☎372278）

●相馬市チーム選手一覧

	氏名
監督	武島 昭良（錦尚堂）
コーチ	伊藤 峻（向陽中）
〃	星 涼太（相馬市役所）
選手	木内 康介（IHI 相馬事業所）
〃	早田 洋平（相馬市役所）
〃	山中 智貴（田村高）
〃	渡邊 幸太郎（中村一中）
〃	今野 湧翔（向陽中）
〃	増子 航誠（向陽中）
〃	青木 輝汰（中村一中）
〃	氏家 拓海（中村一中）
〃	佐藤 観心（中村二中）
〃	米山 美幸（ヘアメイクアンボニー）
〃	千田 瑠唯（中村一中）
〃	堀内 美結（中村一中）
〃	菊池 慈（中村一中）
〃	塩見 優奈（中村一中）

【日程】

●開催日 11月15日（日）

●スタート

▽郡山ヒロセ開成山陸上競技場

▽10時

●ゴール

▽福島県庁前

▽12時40分予定

※相馬市のゼッケンナンバーは8。



そうまほろ酔いウォーク飲食店応援事業

チケットを販売します

相馬商工会議所は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げが減少するなど経営に苦慮する市内飲食店の支援を目的に、「そうまほろ酔いウォーク飲食店応援事業」を開催します。

●内容 参加加盟店で利用できる8,000円分のチケットを5,000円で販売。

●販売期間 11月9日（月）11月27日（金）9時～12時、13時～16時

※土・日曜日、祝日を除く。

※売り切れ次第終了。

●販売場所 相馬商工会議所

●使用期間 11月21日（土）～28日（土）

※併せて、同チケットを使用したスタンプラリーが開催されます。

●参加加盟店 相馬商工会議所ホームページに掲載

●問い合わせ先 相馬商工会議所（☎363171）

ホームページはこちらから

令和2年度そうま市民セミナー
「豪雨と猛暑」

～異常気象から身を守るために!!～

身近な相馬における猛暑や豪雨の実態と、その対策を学ぶ内容です。

参加費は無料でどなたでも受講できますので、ぜひ参加ください。

●日時 11月28日（土）14時～16時

●場所 市民会館多目的ホール

●講師 渡邊明氏（福島大学名誉教授）

●定員 50人

※応募多数の場合は抽選。

●申込期限 11月19日（木）

●申込・問い合わせ先

生涯学習課（☎37-2187）